C_{13} ＝ 0.015

α　第2号算式の符号αに同じ

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{14} ＝ 0.024

E_{15} ＝ 0.024

E_{16} ＝ 0.025

E_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.014

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

E_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

E_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

E_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

F_n　ふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_9 ＝ 0.005

G_{10} ＝ 0.000

G_{11} ＝ 0.000

G_{12} ＝ 0.000

G_{13} ＝ 0.000

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のう

C_{13} ＝ 0.024

α　第2号算式の符号αに同じ

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{14} ＝ 0.023

E_{15} ＝ 0.024

E_{16} ＝ 0.025

E_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.027

E_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

E_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

E_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

F_n　ふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_8 ＝ 0.000

G_9 ＝ 0.005

G_{10} ＝ 0.000

G_{11} ＝ 0.000

G_{12} ＝ 0.000

G_{13} ＝ 0.020

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のう